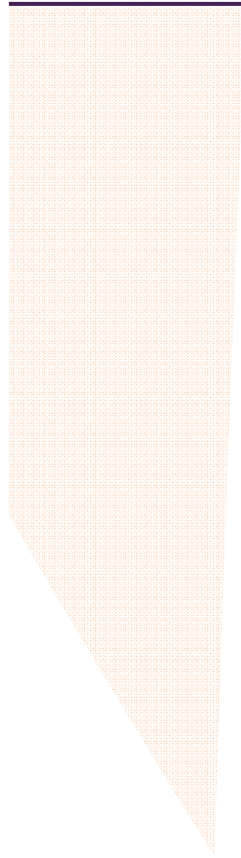
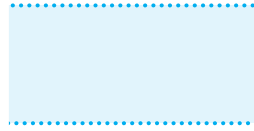


# 第2章 活用Excel 共同参画計画



男女平等については、日本国憲法をはじめ、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法などの法的な整備が行われてきましたが、現実には、性別によ

(千人)

標

(1)

具体的施策

ア 母子家庭の母親のための生活



3

社会・経済活動の指導的地位への女性の進出促進

(1)	行政、政治分野への女性の参画促進	ア	県、市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進
		イ	政治分野への女性の進出促進
(2)	企業管理、科学技術・研究分野への女性の参画促進	ア	企業における方針決定過程への女性の参画促進
		イ	科学技術・研究分野への女性の進出促進
(3)	地域における方針決定過程への女性の参画促進	ア	地域役員等への女性の進出促進
		イ	農林水産業、商工業における方針決定過程への女性の参画促進
(4)	女性の人材育成とチャレンジ支援	ア	女性のエンパワーメント機会の提供
		イ	女性の起業支援等
		ウ	チャレンジ支援のための情報提供

(1)	意識の改革と社会制度・慣行の見直し	ア	男女共同参画実現のための意識の醸成と情報の提供
		イ	生涯学習・社会教育・家庭教育の推進
(2)	若年層、男性、企業への啓発強化	ア	若年層、男性、企業に対する啓発強化
(3)	地域の課題解決に向けた実践活動の促進	ア	男女共同参画社会の実現の障害となっている課題の解決に向けた実践活動の促進・支援
		イ	男女の地域社会への積極的な参画促進
		ウ	女性のニーズに配慮した防災・災害復興対策
(4)	学校教育にお	ア	男女共同参画教育の推進
		イ	キャリア教育・進路指導の充実

母子家庭の母親の多くは、

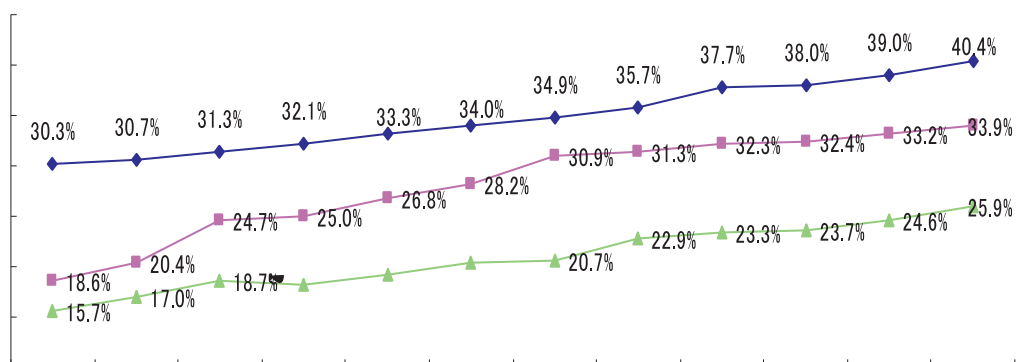
職場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性の安定した就労を図ることは、女性の能力発揮、経済的な自立の基盤となるものです。女性の意欲と能力が雇用の場で活かされることは、持続可能な活力ある社会の実現に大きく貢献するものでもあります。固定的な性別役割分担意識や社会的慣行を改め、女性が働きやすい職場環境の整備を進め、男女が共に希望する多様な働き方を選択でき、仕事と家庭生活が両立できるような取組が必要です。

施策の方向	具体的施策	施策・事業の内容
	ア 職場における男女の均等な機会と待遇確保に向けた取組	・職場における男女

活力ある社会を築いていくためには、女性が社会・経済活動において能力を発揮できる機会の確保が不可欠です。しかしながら、現在女性が政治及び経済活動に参画し、能力を発揮する機会が十分に確保されている状況にはありません。行政・政治分野や企業管理、科学技術・研究分野、地域における指導的地位への女性の進出を進める必要があります。

施策の方向	具体的施策	施策・事業の内容
(1) 行政、政治分野への女性の参画促進	ア 県、市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進	・ 県の審議会等における女性委員の登用推進 ・ 県の女性公務員の登用等の推進 ・ 市町村における女性の登用促進
	イ 政治分野への女性の進出促進	・ 政治分野への女性の進出促進に向けた研究、検討
(2) 企業管理、科学技術・研究分野への女性の参画促進	ア 企業における方針決定過程への女性の参画促進	・ 企業における方針決定過程への女性の参画促進
	イ 科学技術・研究分野への女性の進出促進	・ 科学技術分野などへの女性の進出
(3) 地域における方針決定過程への女性の参画促進	ア 地域役員等への女性の進出促進	・ 地域における方針決定過程への女性の参画促進
	イ 農林水産業、商工業における方針決定過程への女性の参画促進	・ 農山漁村における男女共同参画の推進 ・ 農林水産業従事女性の能力・経済的地位の向上 ・ 商工業における男女共同参画の推進
(4) 女性の人材育成とチャレンジ支援	ア 女性のエンパワーメント（力をつけること）機会の提供	・ 女性のエンパワーメントのための各種研修会等の実施 ・ 女性リーダー育成・交流の促進
	イ 女性の起業支援等	・ 女性の起業支援
	ウ チャレンジ支援のための情報提供	・ 関係機関でのチャレンジに関する情報等の提供

### <審議会等における女性委員比率>



性の参画・進出状況

	平成17年	平成21年
	7.2% (全国: 7.2%)	3.5% (全国: 8.1%)
	8.9% (全国: 8.9%)	12.1% (全国: 11.1%)
	—	6.2% (全国: 3.8%)
	—	4.2%
	—	8.8%
	—	0.0%

の議会の議員及び長の所属党派、議員等、福岡県男女共同参画推進課・水田農業振興課・団体指導課・漁業管理課調べ

の日本の順位

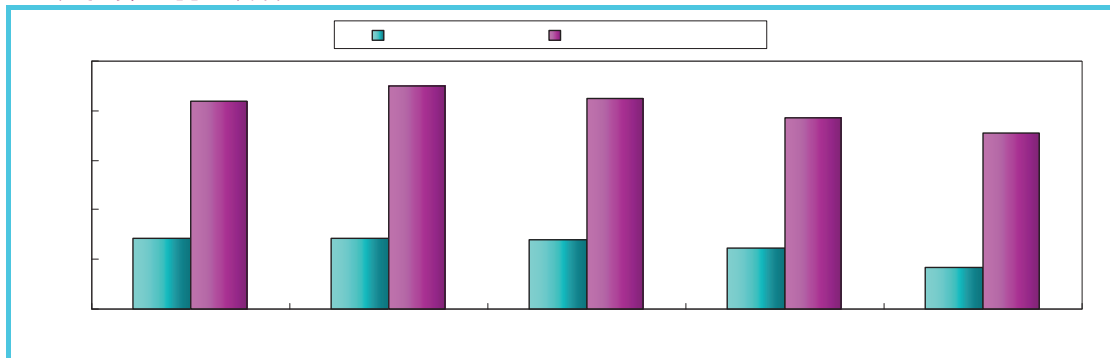
ジェンダー平等指数		ジェンダー・ギャップ指数	
順位	値	順位	値
1	0.909	1	0.828
2	0.906	2	0.825
3	0.902	3	0.823
4	0.896	4	0.814
5	0.882	5	0.788
6	0.874	6	0.771
7	0.870	7	0.763
8	0.859	8	0.760
9	0.852	9	0.758
10	0.841	10	0.750
11	0.835	11	0.749
12	0.830	12	0.745
13	0.822	13	0.743
14	0.801	14	0.742
15	0.790	15	0.741



## 目標5 女性の安全・安心な生活の確保

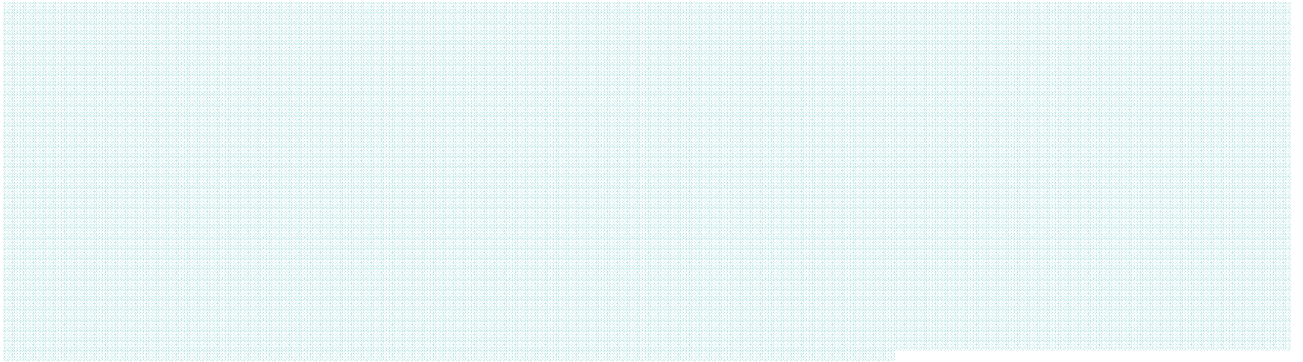


<性犯罪の認知件数>

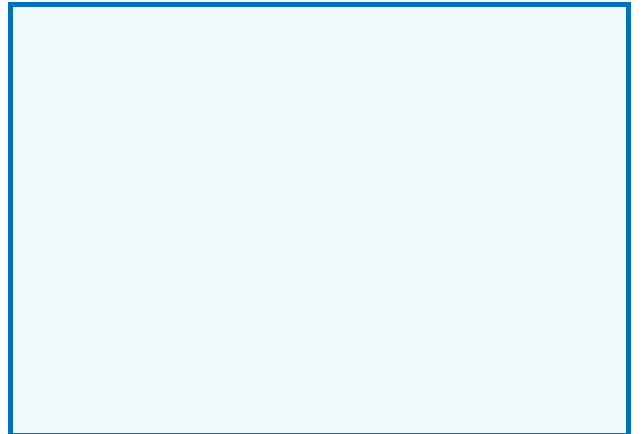
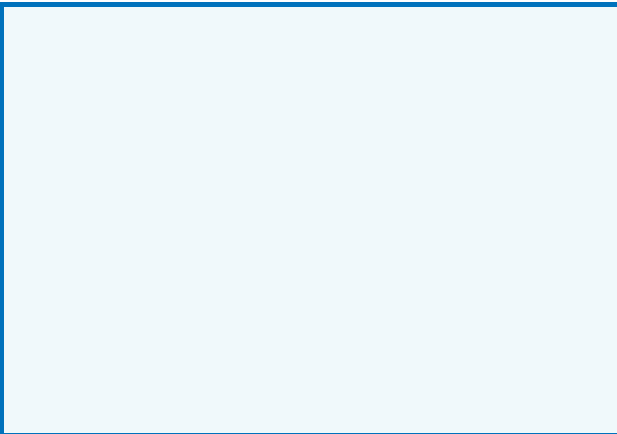








◆ 条例の中のキーワード





知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画  
推進に関して著しく功績のあったものを表彰する  
ことができる。

(学習の機会の提供)

県民が男女共同参画についての関心  
を高めることができるように、必要な教育及  
研修を実施するものとする。

男女が育児、介護そ  
の他を担うことができ  
るよう、支援を講ずるよ

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

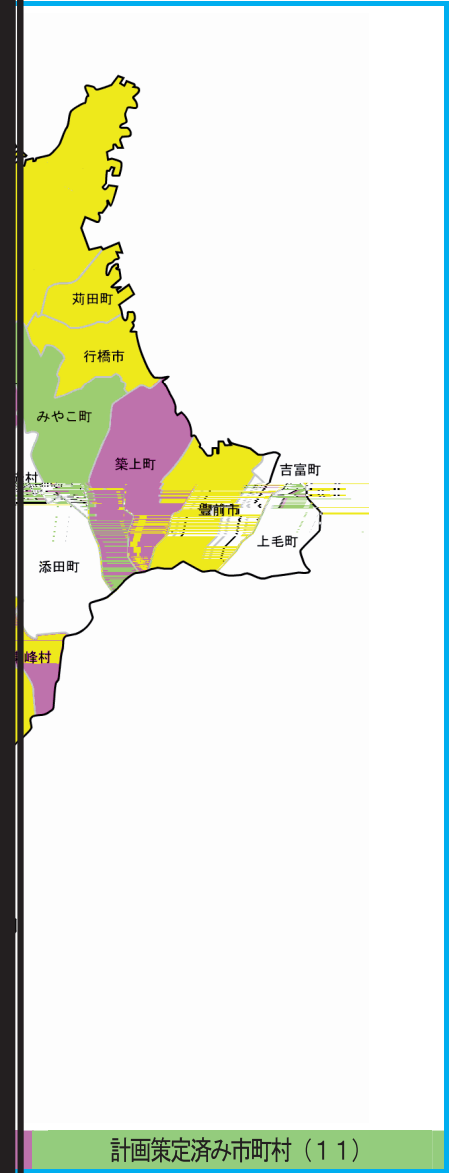
## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体



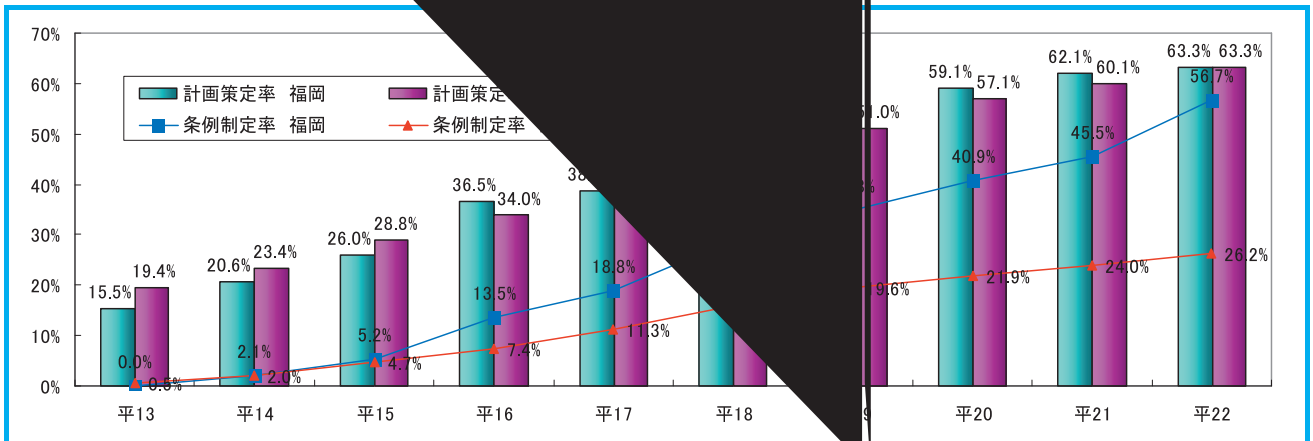




計画策定済み市町村（11）

（平成22年4月1日現在）

条例制定及び計画策定済み市町村



内閣府男女共同



## 福岡県男女共同参画シンボルマーク

福岡県が平成15年度に作品を募集し  
最優秀賞として選ばれた作品です。



福岡県男女共同参画センター

あすばる

福岡県男女共同参画センター「あすばる」は、男女共同参画社会づくりを進める県民の活動拠点施設として、情報の提供、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供しています。

